

熱烈歓迎 中国朋友！

2010

8

■中国柳州市友好代表团来町（関連記事 22 ページ参照）



人と自然がつくる楽しいまち—あみ

●主な項目●

広報あみ

- 平成 22 年度予算（肉付け予算）が成立 … 2
- 所信表明 … 4
- 平成 22 年 10 月 1 日国勢調査 …12
- 新たな公共交通の導入に向けて …14
- まちのできごと …22
- 『町長への手紙』 …27

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

平成 22 年度予算 (肉付け予算) が成立

平成 22 年度の町の予算は、3 月に町長選挙が行われたことから、選挙後に政策予算を組むため、骨格予算を編成しました。

6 月の町議会定例会において、政策的経費主体の補正予算案が可決され、骨格予算に肉付けされた実質の平成 22 年度予算が成立しました。

会計別予算額

会 計	平成 22 年度(6月補正後)	平成 21 年度	比 較	増減率
一般会計	13,602,013 千円	13,455,000 千円	147,013 千円	1.1%
特別会計	10,115,397 千円	10,574,000 千円	△ 458,603 千円	△ 4.3%
国民健康保険特別会計	4,833,102 千円	4,592,000 千円	241,102 千円	5.3%
公共下水道事業特別会計	1,486,856 千円	2,277,000 千円	△ 790,144 千円	△ 34.7%
老人保健特別会計	15,000 千円	15,000 千円	0 千円	0.0%
土地区画整理事業特別会計	457,303 千円	703,000 千円	△ 245,697 千円	△ 34.9%
農業集落排水事業特別会計	531,476 千円	445,000 千円	86,476 千円	19.4%
介護保険特別会計	2,178,484 千円	1,972,000 千円	206,484 千円	10.5%
後期高齢者医療特別会計	613,176 千円	570,000 千円	43,176 千円	7.6%
公営企業会計(水道事業会計)	1,371,400 千円	1,334,699 千円	36,701 千円	2.7%
合 計	25,088,810 千円	25,363,699 千円	△ 274,889 千円	△ 1.1%

荒川沖寺子線整備事業 335,108 千円
都市計画道路荒川沖・寺子線を県道土浦竜ヶ崎線まで整備延伸する

中郷寺子線等整備事業 68,216 千円
都市計画道路中郷・寺子線、荒川沖・寺子線の整備を行う

街区公園整備事業 46,898 千円
岡崎第二街区公園整備工事および中郷地区街区公園の設計を実施する

【建設課】
道路新設改良事業 175,150 千円
生活道路である町道の新設改良整備や排水整備・歩道整備等を行う

【学校教育課】

学校施設耐震化整備 24,152 千円
校舎・体育館などの学校施設の耐震化を年次計画により順次整備する

【公民館・ふれあいセンター】
本郷ふれあいセンター駐車場整備 112,210 千円
74 台駐車可能な駐車場を整備する

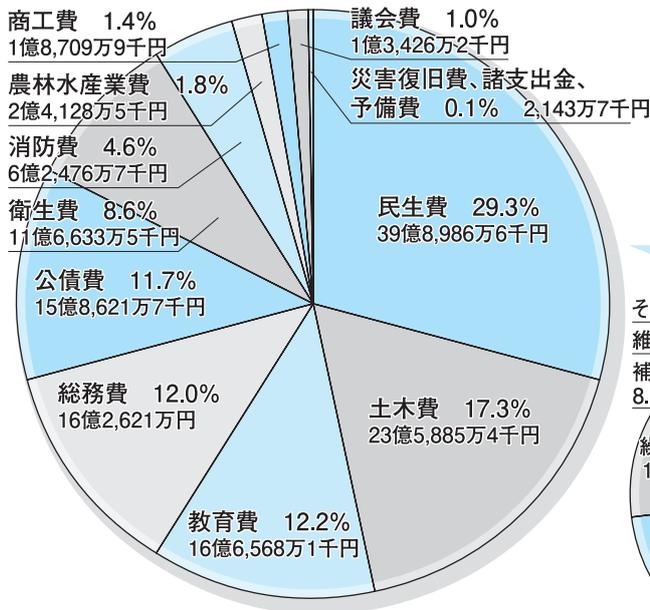
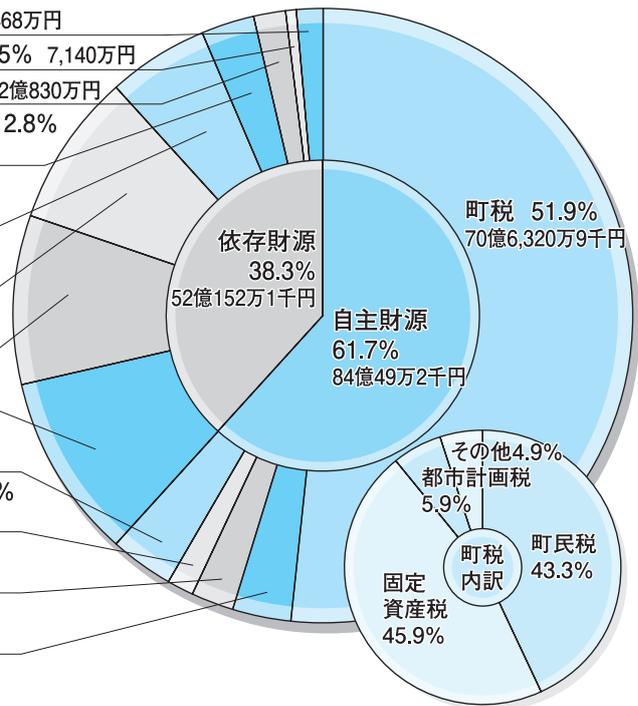
【消防署】
消防用備品購入 5,863 千円
自動泡混合装置および小型油圧救助機器を消防車両に搭載する

【水道課】
第三次拡張事業 121,860 千円
水道普及率の向上を目指し、新設排水管の整備を進める

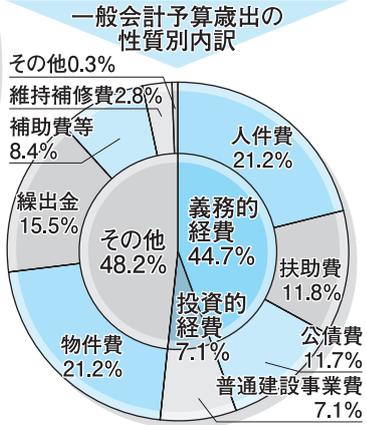
予算

一般会計予算歳入

その他	1.4%	1億8,468万円
地方特例交付金	0.5%	7,140万円
地方譲与税	1.5%	2億830万円
地方消費税交付金	2.8%	3億8,110万円
県支出金	5.4%	7億3,138万2千円
地方交付税	8.0%	10億8,210万円
町債	9.0%	12億2,790万円
国庫支出金	9.7%	13億1,465万9千円
その他	3.2%	4億3,601万9千円
分担金・負担金	1.5%	2億607万6千円
繰入金	2.1%	2億8,173万2千円
諸収入	3.0%	4億1,345万6千円



一般会計予算歳出



主な事業

【企画財政課】

公共交通推進事業 28,740 千円
 デマンド交通の年度内運行を目指し、予約システムの整備および車両購入を行う

【国保年金課】

医療給付事業 29,952 千円
 10月から、小児医療福祉費制度の対象者を小学6年生まで、所得制限なしで拡大する

【健康づくり課】

健康診査事業 9,982 千円
 特定の年齢に達した女性に子宮頸がん・乳がんの検診手帳、検診無料券を配布する

【農業振興課】

耕作放棄地再生利用対策 798 千円
 取組者に対して経費の一部を助成する
 農地・水・環境保全向上対策支援 3,154 千円
 農地や水を守る効果の高い地域ぐるみの共同活動を支援する

【都市計画課】

景観整備事業 4,106 千円
 中央地区で町民の森を整備する

所信表明

天田 富司男

※6月議会の要約です

私が町政を担うにあたり、基本的な考え方など、所信の一端を申し上げます。

私は、4つの誓いと18の約束を公約として掲げました。今後4年間、「笑顔のあふれるまちづくり」実現のため、誠心誠意努めてまいります。

● 最初に4つの誓いに基づいて申し上げます。

一つ目の「行政改革を徹底して進めます」については、

○私自身の町長退職金の廃止

○町長の任期を3期12年までとする多選自粛条例の提案

○外部評価の導入。まずは、事業仕分けの実施。また、補助金等の見直し

○役場組織の活性化による人件費の削減

○日曜開庁時間の延長など、住民サービスの向上

○二つ目の「住民が主人公の町政を実現します」については、

行政區ごとに広聴会を開催し、さらに町民自身がまちの政策や運営にかかわるシステムをつくることです。

三つ目の「子ども優先の政策・事業をします」については、「子育て環境」と「教育環

境」を重点に、学童保育の充実など「子ども優先」の政策や事業を推進することです。

四つ目の「日本一元気なシルバー世代がいるまちを」については、シルバー世代の「生きがいづくり事業」や「達人バンク」の拡充と積極的活用で元気な高齢者を増やすことです。

● 次に、18の約束について、7つの項目に分けて申し上げます。

一つ目の項目「子育て」については3点ございます。

1点目の「子どもの医療費負担を無料にします」については、入院時の食事代を除いた、小学校6年生までの医療費を無料にすることです。

2点目の「放課後児童クラブ・学童保育を充実します」については、希望者全員を保育可能にするために、放課後保育環境を整備することです。

3点目の「保育ママ制度を新設します」については、家庭的環境の中で保育をする、保育ママ制度を検討することです。

二つ目の項目「学校」については、2点ございます。

1点目の「遅れている校舎耐震工事を進めます」については、耐震工事が必要な学校について計画的に工事を実施することです。

2点目の「食の大切さを実

感できる食育に取り組みます」については、収穫の実体験を通じた食育を推進することです。

三つ目の項目「産業」については、4点ございます。

1点目の「道の駅構想を推進します」については、地産地消を推進し、特産品や地元農産物を直売する道の駅構想を推進することです。

2点目の「地域農業を活性化します」については、農業への新規参入を促し、また地域農業を守り育てることです。

3点目の「まい・あみ・ブランドづくりに取り組みます」については、産学官連携による、まい・あみ・ブランドをつくることです。

4点目の「阿見学講座・観光ガイド・阿見応援大使制度をつくりまします」については、予科練平和記念館の広報活動、阿見学講座修了者の観光ガイドへの登用、あみ大使の委嘱などを進めるとともに、観光協会の設立を目指すことです。

四つ目の項目「環境」については、3点ございます。

1点目の「環境マネジメントシステムを導入します」については、環境マネジメントシステムに加え、学校版環境マネジメントシステムや家庭版環境マネジメントシ

ステムを実現することです。

2点目の「谷津と里山を再生し環境をまもりまします」については、谷津・里山再生ネットワークづくりに努め、生態系を保全することです。

3点目の「記念樹の森をつくりまします」については、人生の節目に植樹する、全国から訪れることができる記念樹の森をつくることです。

● 五つ目の項目「まちづくり」については、2点ございます。

1点目の「安心・安全な阿見町をつくりまします」については、上水道の全面普及を目指すことと、公共施設のバリアフリー対策を実施することです。さらに、最優先に生活道路を整備することです。

2点目の「デマンド交通システムを導入します」については、交通弱者の人たちのための、デマンド交通システムを導入することです。

六つ目の項目「福祉」については、2点ございます。

1点目の「障がい者も安心して住み続けられるまちをつくりまします」については、就労支援を整え、障がい者本人の意思を尊重する事業、政策を進めることです。

2点目の「シルバー世代が活躍できるまちをつくりまします」については、達人バンクを充実させ、シルバー世代の

社会参加を推進することです。また、学校の総合学習の指導者としても活用することです。

七つ目の項目「健康・文化」については、2点ございます。

1点目の「スポーツを振興し健康日本一の町をつくりまします」については、多目的運動施設の整備および全国障がい者スポーツ大会等の誘致ならびに町内の資源を活用した介護予防を推進することです。

● 2点目の「豊かな人間性をはぐくむ芸能や芸術を振興します」については、町内の各種文化団体の振興を図り、さらに、自治体アートディレクター制度の導入を検討することです。

● これらの具体的政策の中から22年度に取り組みするものは、

- 多選自粛条例の提案
- 小学校6年生までの医療費の無料化
- 事業仕分けの実施
- デマンド交通の運行

● 厳しい財政運営ではありませんが、優先性を見極めた事業の選択を進め、行財政改革を実行するとともに、企業誘致による税収等の財源確保を図り、政策実現に向けて鋭意努めてまいります。

許さない！ 町税・国保税滞納。守ります！ 税の公平

財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押
968 件
(平成 21 年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

■納期限内の納税を

税金は、本来定められた期限までに自主的に納税されなければならぬものとされています。税金は、福祉・教育、公共事業や公共サービスなどのために必要不可欠な財源です。

納期限内の自主納税にご協力ください。

■滞納処分(差押)

納期限までに納税されないときは、督促状を発送します。督促を受けても完納されない場合は、滞納者の不動産や動産、給与や預金などの財産調査を実施し、滞納処分をしなければならぬことが地方税法に規定されています。

■納税相談を随時受付中

催告しても早期完納の見通しが立たないとき、滞納額が累積しているときなども差押の対象となります。

収納課では納税に関する相談を随時受け付けています。納期限内に納付できないときなどには、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

納期限後に納付される場合は、納付までの日数などに応じて延滞金がかかります

■延滞金とは

納期限を過ぎてから納付しますと、その遅延した税額および期限に応じて延滞金が加算されます。納期限までに納めた人との公平を保つために、地方税法の規定により本税に加算して徴収するものです。

計算方法	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	年利 4.3% :平成 21 年 11 月 30 日現在の商業手形の基準割合率 (0.3%) に年利 4% を加えた割合 (年利 7.3% を上限とする)
	納期限の翌日から1か月を経過する日以降の期間	年利 14.6%

※滞納税額が 2,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません

※滞納税額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します

※算出した延滞金額が 1,000 円未満の場合は、延滞金はかかりません (100 円未満の端数金額は切り捨て)

■延滞金の計算例

- 平成 22 年 6 月 30 日納期限の町県民税 **20,500 円** を、12 月 5 日に支払った場合
 - ① 7 月 1 日～7 月 31 日分 (納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間)
 $20,000 \text{ 円} (1,000 \text{ 円未満切捨}) \times 4.3\% \times 31 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 73.0 \text{ 円}$
 - ② 8 月 1 日～12 月 5 日分 (納期限の翌日から 1 か月を経過する日以降の期間)
 $20,000 \text{ 円} (1,000 \text{ 円未満切捨}) \times 14.6\% \times 127 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,016.0 \text{ 円}$
- 合計: **1,089.0 円**
 100 円未満を切り捨て、**1,000 円が延滞金**
- 納付額は、**20,500 円 (本税) + 100 円 (督促手数料) + 1,000 円 (延滞金) = 21,600 円** となります

■延滞金の徴収について

- 納付された延滞金は、町民税・固定資産税・軽自動車税等の一般税の場合は町の一般会計予算、国民健康保険税の場合は国保特別会計の予算として使われることとなります
- 延滞金の納付がないときは、延滞金の納付書を送付しています。また、分納中のため本税優先で納付されている人の場合、本税終了後に延滞金の請求をすることとなります
- 延滞金だけが未納の場合でも滞納処分の対象となります

■督促手数料について

納期限を過ぎると町では『督促状』を発送することとなります。『督促状』が送付された際には、督促手数料 (100 円) の納付が必要となります。

※納付の確認には日数 (7 ~ 10 日程度) を要するため、行き違いで『督促状』が送付される場合がありますのでご了承ください

平成 22 年度 国民健康保険税

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

● 税率は据え置き

● 賦課限度額が変わりました 医療保険分：47万円→50万円
後期高齢者支援金分：12万円→13万円

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保税

||

医療保険分
すべての
国保加入者

+

後期高齢者支援金分
すべての
国保加入者

+

介護保険分
40歳以上65歳未
満の国保加入者

■国保を支える国保税

国保税は、国保収入の3分の1以上を占める国保制度運営の柱です。

国保加入者の皆さんが納付した国保税は、国の補助金などとともに国保加入者の医療費やさまざまな国保の給付に使われています。

■国保税は平等に負担

国保は加入者一人ひとりが平等に国保税を負担することで、公平な医療が受けられる制度です。国保税を払わない人がいると、ほかの加入者の公平を欠くばかりか、国保制度そのものが成り立たなくなってしまうのです。

国保税は納期までに確実に納付しましょう。

■国保税の決め方

● 医療保険分
その年の年間の医療費の推

計から、国保加入者が医療機関に支払う一部負担金や、国などからの補助金を差し引いた残りが保険税の総額です。

●後期高齢者支援金分

その年に納める後期高齢者支援金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

●介護保険分

その年に納める介護納付金から国の補助金などを除いた残りが保険税の総額です。

■国保税率は据え置き

●医療保険分

▽所得割 4・5%

▽資産割 20%

▽均等割 230000円

▽平等割 260000円

●後期高齢者支援金分

▽所得割 2・7%

▽資産割 15%

▽均等割 20000円

▽平等割 30000円

●介護保険分

▽所得割 1・2%

▽均等割 100000円

■『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に同じ7・5・2割いづれかの適用。申請不要）があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

■特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、平成22年4月からの国保税が軽減されます。この軽減を受けるためには申請が必要です。詳しくは広報あみ通常版6月号をご覧ください。

● 申請に必要なもの…▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

■国保税の納め方

●特別徴収

65歳から74歳までの世帯主で、次の①～③のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより保険税を納めることとなります。

① 世帯主が国保の被保険者であること

② 世帯内の国保の被保険者の人全員が65歳以上74歳未満であること

③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります

※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●普通徴収

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくこととなります。

●平成 22 年度国民健康保険税算定例●

■モデル：国民健康保険に加入する夫(45)・妻(43)・子ども(17)の3人家族

●平成 21 年中の所得額 夫 3,000,000 円(自営業)
妻 500,000 円(専従者)
子ども …………… 0 円

●平成 22 年度の固定資産税額 …………… 100,000 円

●40 歳～64 歳は介護保険分を合わせて納付(夫と妻が加入)



	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	夫 3,000,000 円 - 基礎控除 330,000 円 = 2,670,000 円 妻 500,000 円 - 基礎控除 330,000 円 = 170,000 円 計 2,840,000 円 = 所得割の計算対象		
	2,840,000 円 × 4.5% = 127,800 円 (所得額の 4.5% で計算)	2,840,000 円 × 2.7% = 76,680 円 (所得額の 2.7% で計算)	2,840,000 円 × 1.2% = 34,080 円 (所得額の 1.2% で計算)
資産割	100,000 円 × 20% = 20,000 円 (固定資産税額の 20% で計算)	100,000 円 × 15% = 15,000 円 (固定資産税額の 15% で計算)	資産割の算定はありません
均等割	23,000 円 × 3 人 = 69,000 円 (一人当たり 23,000 円の定額)	2,000 円 × 3 人 = 6,000 円 (一人当たり 2,000 円の定額)	10,000 円 × 2 人 = 20,000 円 (一人当たり 10,000 円の定額)
平等割	26,000 円 (一世帯当たり 26,000 円の定額)	3,000 円 (一世帯当たり 3,000 円の定額)	平等割の算定はありません
算出額の計	所得割 127,800 円	所得割 76,680 円	所得割 34,080 円
	資産割 20,000 円	資産割 15,000 円	均等割 20,000 円
	均等割 69,000 円	均等割 6,000 円	合計 54,080 円
	平等割 26,000 円	平等割 3,000 円	
	合計 242,800 円	合計 100,680 円	
100 円未満切り捨て ⇒ 242,800 円	100 円未満切り捨て ⇒ 100,600 円	100 円未満切り捨て ⇒ 54,000 円	
※算出額が賦課限度額(50 万円)を超える世帯は 50 万円			※算出額が賦課限度額(10 万円)を超える世帯は 10 万円
計	年間国保税額 = 242,800 + 100,600 + 54,000 = 397,400 円		

※国保税は国保の被保険者が属する世帯の世帯主が納めます。納付する国保税は加入者分のみです

※年度の途中で加入・脱退した場合の国保税は月割課税となります。ただし、賦課限度額を超える世帯においての一部加入・脱退の場合は、税額に変更がない場合もあります

口座振替制度をご利用ください

町では、町税・保険料(税)・使用料などの納入方法として、金融機関や郵便局の口座振替(自動払い込み)を実施しています。口座振替による納入を希望する人は、金融機関・郵便局・町担当課の各窓口で手続きをお願いします。

●町の担当窓口と口座振替のできる税など

▼役場

▽収納課：町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

▽国保年金課：後期高齢者医療保険料

▽社会福祉課：介護保険料

▽児童福祉課：保育料、放課後児童クラブ保護者負担金

▽建設課：町営住宅使用料

▽農業振興課：農業集落排水事業使用料

▼水道事務所

▽下水道課：下水道事業受益者負担金

▽水道課：上下水道使用料

●問い合わせ ▼役場 ☎ 888-1111 ▼収納課(148)

▼国保年金課(135) ▼社会福祉課(165) ▼児童福祉課(168)

▼建設課(252) ▼農業振興課(184) ▼水道事務所

▼下水道課 ☎ 829-5500 ▼水道課 ☎ 889-5151

健康管理のために、『特定健診』を毎年受けましょう。町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

お知らせします！

昨年度の 介護保険実施状況



社会福祉課介護保険係 ☎ 888-1111 (164・165)

▼表 1: 総人口と高齢者人口 (3月末現在)

項目	平成 21 年	平成 22 年	比較増減	
総人口	47,786 人	47,744 人	△ 42 人	
高齢者人口	前期高齢者 (65 ~ 74 歳)	5,295 人	5,433 人	138 人
	後期高齢者 (75 歳以上)	4,014 人	4,151 人	137 人
	合計	9,309 人	9,584 人	275 人
	高齢者割合 (高齢化率)	19.5%	20.1%	0.6%

■ **高齢者人口の推移**
 高齢者の人口はここ数年増加傾向が顕著で、3月末現在 9584 人となり、総人口 (常住人口) に占める割合は 20.1% となっています (表 1 参照)。

■ **要介護認定状況**
 3月末現在、要支援または要介護の認定を受けている人は 1175 人です (表 2 参照)。このうち第 1 号被保険者 (65

▼表 2: 要介護認定状況 (3月末現在)

要介護度	平成 21 年	平成 22 年	比較増減
要支援 1	64 人	86 人	22 人
要支援 2	154 人	148 人	△ 6 人
要介護 1	185 人	241 人	56 人
要介護 2	251 人	232 人	△ 19 人
要介護 3	213 人	189 人	△ 24 人
要介護 4	169 人	162 人	△ 7 人
要介護 5	111 人	117 人	6 人
合計	1,147 人	1,175 人	28 人

歳以上の人) は 1127 人で、認定率は 11.8% となっております。認定者数も増加しています。

■ **介護サービス利用状況**
 3月のサービス利用状況では、表 2 の認定者 1175 人のうち 679 人が居宅サービス (表 3 参照)、88 人が地域密着型サービス (表 4 参照)、252 人が施設サービス (表 5 参照) を利用しています。このように、認定者数の増加以上にサービス別の利用者数が前年度を上回っています。また、施設種類別の利用者の内訳は表 6 のようになっています。

▼表 4: 地域密着型サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 21 年	平成 22 年	比較増減
要支援 2	0 人	1 人	1 人
要介護 1	14 人	21 人	7 人
要介護 2	20 人	22 人	2 人
要介護 3	22 人	24 人	2 人
要介護 4	13 人	14 人	1 人
要介護 5	3 人	6 人	3 人
合計	72 人	88 人	16 人

▼表 3: 居宅サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 21 年	平成 22 年	比較増減
要支援 1	41 人	58 人	17 人
要支援 2	112 人	111 人	△ 1 人
要介護 1	128 人	154 人	26 人
要介護 2	162 人	168 人	6 人
要介護 3	115 人	87 人	△ 28 人
要介護 4	61 人	68 人	7 人
要介護 5	34 人	33 人	△ 1 人
合計	653 人	679 人	26 人

▼表 6: 施設種類別受給者数 (3月サービス分)

施設	平成 21 年	平成 22 年	比較増減
介護老人福祉施設 (特養)	84 人	84 人	± 0 人
介護老人福祉施設 (老健)	145 人	166 人	21 人
介護療養型医療施設 (療養型)	7 人	2 人	△ 5 人
合計	236 人	252 人	16 人

▼表 5: 施設サービス受給者数 (3月サービス分)

要介護度	平成 21 年	平成 22 年	比較増減
要支援 1	1 人	0 人	△ 1 人
要支援 2	0 人	0 人	± 0 人
要介護 1	13 人	20 人	7 人
要介護 2	34 人	34 人	± 0 人
要介護 3	65 人	64 人	△ 1 人
要介護 4	69 人	74 人	△ 5 人
要介護 5	54 人	60 人	6 人
合計	236 人	252 人	16 人

※入退所の重複等があるため、表 6 の「施設種類別入所者数」と合わない場合があります

地域で活躍する

シルバークラブ



今年5月10日、老人クラブ連合会総会にて、会の名称が『老人クラブ』から『シルバークラブ』に変更となりました。

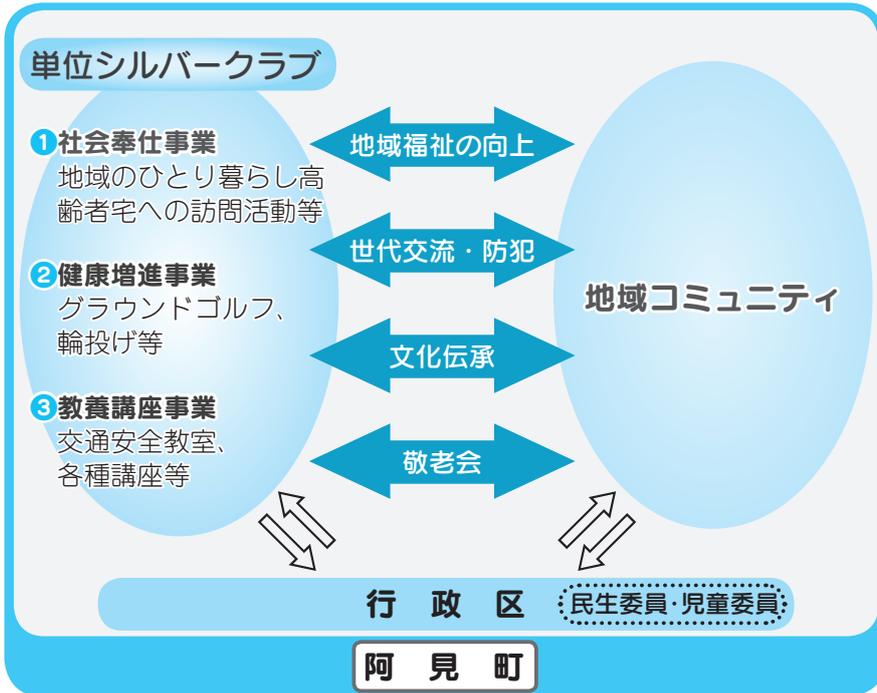
（シルバークラブの活動と設立を支援しています）

シルバークラブを作りませんか？

現在、31のシルバークラブ、会員総数1378人の人たちがはつらつと活動しています。町では、行政区ごとに設立され活動している会員数20人以上の単位シルバークラブ

に対して、段階的に補助金を交付することにより、シルバークラブの活動やクラブ設立の支援を行っています。シルバークラブは、行政区を単位として組織され、『社会奉仕事業』『健康増進事業』『教養講座事業』の3つの柱を中心としながら、地域における

▼行政区における単位シルバークラブ活動



会員数	年間補助金額
20人以上 29人以下	30,000円
30人以上 49人以下	48,000円
50人以上	60,000円

■町からの補助金
町シルバークラブ補助金交付要項の要件により、年度の途中からでも左記の補助金を受けることができます。

高齢者の健康・生きがいづくり・社会参加の促進を目的として活動している団体です。また、シルバークラブ活動を行うことで、医療費の抑制、高齢者の閉じこもり防止、災害時の助け合い時の円滑な連携等、地域福祉の向上を推進することにもつながります。このようなシルバークラブの活動は今後、急速に進む高齢社会において、互いに助け合い支え合う地域社会作りにおいて非常に重要な組織です。シルバークラブへの参加方法等、わからないことは下記までお気軽にお問い合わせください。

グラウンドゴルフ大会が開催されました

5月22日(土)に町シルバークラブ連合会主催の第12回グラウンドゴルフ大会(24ホール・パー72)が、総合運動公園陸上競技場で行われました。当日は、各単位老人クラブから169人の参加者がありました。入賞された皆さま、おめでとございました。



シルバークラブに関する問い合わせ

●町シルバークラブ連合会(福祉センターまほろば内) ☎ 887-3969

●社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111(162)

麻しん風しん 混合予防接種は お済みですか？



これまで『麻しん』『風しん』と単独で受けていた予防接種が、平成18年度から、麻しん風しん混合ワクチンを用いた2回接種となり、1期（1歳～2歳未満）と2期（年長児）に接種することになりました。

また、この時期以前に1回しか接種をうけていない年代の人にも2回目の接種を行うために、平成20年度から平成24年度までの5年間、3期（小学1年生相当年齢）、4期（高校3年生相当年齢）に接種することになりました。

第3期の対象者で私立中学校に在学の人、町内の中学校で集団接種ができなかった人、第4期の対象者にはすでにご案内をお送りしていません。

まだ接種がお済みでない場合には、麻しん風しん混合予防接種予診票を記入のうえ、協力医療機関にて接種を受けてください。



麻しんや風しんにかかるとこうなります

麻しんとは

昔から『命さだめ』といわれ恐れられている病気です。感染力の強い空気感染をします。38～40℃の高熱が出て、2～3日後発しんが出ます。その後3～4日後に熱と発しんがおさまってきます。

怖いのは合併症で、主なものは気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎（1000人に2人）があります。

また、麻しんにかかった人は数千人に1人の割合で死亡します。

風しんとは

飛まつ感染をし、潜伏期間が2～3週間と長いので気づかずうつつしてしまいます。風邪症状で始まり、熱や発しん、後けい部リンパ節しゅ腫がみられますが、3日程度で治ります。

合併症は血小板減少性紫はん病（3000人に1人）、脳炎（6000人に1人）などがあります。

大人になってからかかると重症になります。また、妊婦

さんが感染すると、心臓病、白内障、聴力障害などをもつた子どもが生まれる可能性が高くなります。

2回目の予防接種はなぜ必要？

過去に『麻しん』『風しん』の予防接種を受けている人もそれだけでは免疫が十分に維持できず、免疫が下がった時期に集団発生がおきます。そこで、対象時期にもう一度接種することで、免疫を長く維持することができるようになり、重症化しやすい成長してからの感染を防ぐことができます。

以上の理由から『麻しん』『風しん』の2回目の予防接種を受けることをお勧めしています。

今年度対象者の接種期間

1期…1歳～2歳未満の1年間です。1歳を過ぎたらなるべく早めに接種しましょう

2期…年長児の1年間です。

秋の就学時健診前に接種を済ませましょう（平成23年3月31日まで）

3期…中学校1年生相当年齢（平成23年3月31日まで）

4期…高校3年生相当年齢（平成23年3月31日まで）

※推奨期間（流行時期）は6月までですが、夏も流行しますので早めに接種しましょう

※接種期間を過ぎますと、町の補助（10300円）を受けて無料で接種することはできず、全額自己負担となります。予診票を紛失された人は、母子健康手帳を持参の上、健康づくり課で再発行の手続きをしてください



▼問い合わせ 健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内） ☎

888-2940

暑い季節がやってきましたが、みなさんお元気ですか？

運動するときは、水分をこまめにとってくださいね。



町運動普及推進協議会だより

第8回あみヘルロード健康ウォーキング大会

5月9日の大会当日は、寒暖の変化が激しいこの春にはめずらしく、晴天に恵まれました。当日参加する人も多く、122人の参加となりました。参加者は、2つのコースから自分に適したコースを選択し、町役場を出発しました。

▼元氣いっぱいコース(8.6km) 役場(霞ヶ浦湖畔)練ゆかりの道(霞ヶ浦湖畔)廻戸地区近隣公園(霞ヶ浦湖畔)からの心地良い風の中を、新鮮な空気をたくさん吸い、レンコン畑の掘り起こし作業の風景を見て、初夏のウォーキングを楽しみました。

▼ファミリーチャレンジコース(4.7km) 役場(廻戸地区近隣公園)役場芽吹きだした草花や木々の新緑を感じ、参加者同士が仲良く話す姿や、風景の写真を撮って楽しむ姿もありました。全員が完歩し、整理体操後、食生活改善推進員さんが作ってくれた豚汁を、おいしくいただきました。

事故もなく、無事終了する

ことができました。このコースを歩いてみたい人は健康づくり課までご連絡ください。



ウォーキングで健康づくり

健康づくりを意識する上で、歩数の目安は1日8000〜10000歩と言われています。これは、60分の歩行(約6000歩)のほか、日常生活の中で、低強度で意識されない歩数が2000〜4000歩程度あるという考えで出された値です。(「健康づくりのための運動基準2006」より)
普段から歩いていない人は、まず、無理をせず日常生活の中の運動量を増やすことから始めてみましょう。

靴はひざや足関節に負担のかからないようなものを選びましょう



かかとに十分なクッションがあるもの

通気性、吸湿性のよいもの

軽くて、すべらず安定しているもの

靴の中で指が動かせ、幅にもゆとりがあり、足にフィットしたもの

靴底がなめらかに曲がるもの

夏場に屋外や気温の高い場所での運動する場合には、運動前後や運動中にこまめに水分をとって、脱水や熱中症に十分注意しましょう。



野外研修

新緑の中、総合運動公園で運動普及推進員20人が参加し、野外研修を行いました。オリジナルストレッチ『はな』、リズム体操『あみマーチ』といった私たちのオリジナル体操のほか、上半身をほぐす『ゆるっ・ぶらっ体操』を行いました。筋肉をほぐし、動きやすい体を作るため、深くゆっくりとした呼吸をしながら、胸、背中、肩、首周辺の筋肉を伸ばすなど、基本を学びました。これからの活動に役立てたいと思います。音楽に合わせてのリズム肩たたきや、レクリエーションで親ほくを深め、大変楽しく有意義な時間をすごすことができました。



国勢調査

平成22年10月1日

総務課統計係 ☎ 888-1111 (216・219)

国勢調査は
みんなで描く
日本の自画像

今年为国勢調査の年

10月1日現在で、全国一斉に国勢調査を行います。この調査は日本に住んでいるすべての人および世帯を対象とするのが国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに実施しており、今回の調査は19回目になります。

人口減少社会における最初の国勢調査

今回の調査は、わが国が人口減少社会となって実施する最初の調査であり、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

調査の結果は、児童福祉、高齢者の介護・医療、若者の雇用対策、地域の活性化など、私たちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データになります。

「統計法」という法律に基づき実施します

「統計法」（国の統計に関する基本的な法律）では、5年ごとに国勢調査を実施することが定められています。また、統計法では、調査対象者

に対し、調査票に記入して提出していただくよう定められています。

調査方法を改善しました

● 調査票は、封入して提出する方法とします

これまでの国勢調査では、世帯の希望により封をして調査票を提出することも可能でしたが、今回の国勢調査では、世帯の個人情報保護意識を踏まえ、すべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方式を導入します。

● 郵送で提出することもできます

調査員との面接に都合のつけない人や直接提出を希望される人のために、調査票を郵送（料金受取人払い）でも提出できるようになります。

国勢調査員がお伺いします

まず、町から推薦され、総務大臣から任命された国勢調査員が、9月下旬から各世帯を訪問し、調査票を配布します。

調査内容は、世帯員に関する項目については、男女の別・出生の年月・配偶者の有無・就業状態・従業地または通学地など、全部で15項目と、世帯に関する項目については、世帯員の数・住居の種類・住宅の建て方など

5項目です。

調査の対象になるのは、10月1日現在、日本にいる人で、①すでに3か月以上住んでいる人、②10月1日の前後を通じて3か月以上住むことになっている人——です。

調査票は、国勢調査員が10月上旬に回収にお伺いします。

調査票の記入内容は厳重に保護されます

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

今回の国勢調査は、世帯から提出された後は封入されたままで市区町村に届けられます。また、国勢調査でいただいた回答は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、他の行政目的に用いられることは一切ありませんので、安心してご回答ください。



国勢調査に関する Q&A

2010

Q 国勢調査は、なぜ行う必要があるのですか？

A 国勢調査は、国や地方公共団体の政治・行政の公正で効率的な運営のために欠かすことのできない最も基本的な統計を得るために定期的に行われるものです。国勢調査から得られるさまざまな統計は、国や地方公共団体だけでなく、広く民間企業や研究機関でも利用されています。

Q 国勢調査の結果はどのようなことに役立っているのですか？

A 国勢調査から得られるさまざまな統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用されます。そのような利用を通じて国民生活に役立てられています。

Q 国勢調査員はどのような人ですか？

A 調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。

Q 国勢調査の結果は、いつごろ公表されるのですか？

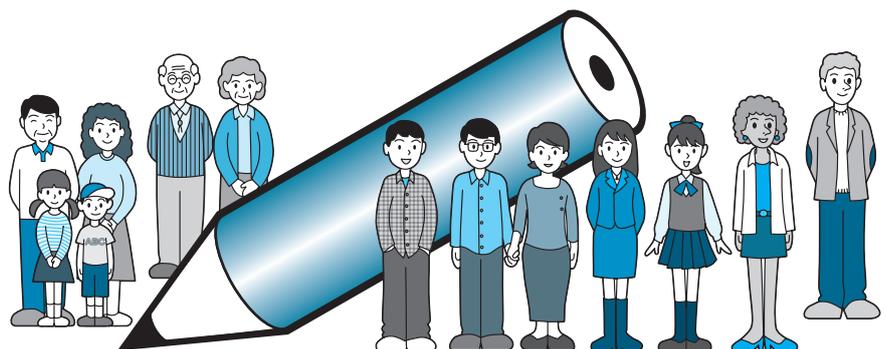
A 国勢調査の結果は、最も早いものは調査期日（平成22年10月1日）から約4か月後の平成23年1～2月に公表する予定です。これは、総人口と世帯数に関する人口速報集計です。これに続いて、調査期日から約8か月後の平成23年6月に抽出速報主計を公表する予定です。その集計により、すべての調査項目について、わが国の人口と世帯に関する全体像が明らかになります。

Q どうしても答えなければならないのですか？

A 調査票が提出されなかったり、正確な回答をいただけなかった場合、得られた統計が不正確なものとなってしまいます。そのようなことになれば、国勢調査の結果を利用して立案・実施されているさまざまな政策や将来計画が誤った方向に向かったり、行政の公平性や効率性が失われたりするおそれがあります。正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人からの漏れのない正確な回答が必要です。このため、国勢調査では、すべての皆さまに回答していただくこととしています。

■ 国勢調査ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>



新たな公共交通の導入に向けて

平成 22 年度中にデマンド交通 (予約型乗合いタクシー) を導入します。

企画財政課 ☎ 888-1111 (221・222)

地域公共交通総合連携計画を策定しました

これまで、広報などでもお知らせしてきましたが、町では『阿見町地域公共交通活性化協議会』を設立し、関係者の合意形成のもと、町内の公共交通の改善と地域の活性化を図るための指針となる『地域公共交通総合連携計画』(以下「連携計画」という。)を平成 21 年度に策定しました。この連携計画には、達成する目標として以下のとおり 5 つの課題を掲げており、『地域公共交通の活性化および再生に関する法律』による国土交通省の事業認定を受け、国の支援制度(補助金)を活用しながら、計画的に取り組んでいきたいと考えています。

① 荒川沖駅にアクセスするバス路線の充実

- ▼マイカー利用者(送迎含む)からの転換を促すことや、利便性の高い公共交通の提供
- ▼路線バスによる通勤・通学手段の確保

② 地区内の短距離移動を支える交通手段の整備

- ▼居住密度の高い地区を中心とした近距離手段のサービスの提供

③ 各地区の居住者の中央地区への公共交通整備(交通不便地域の改善)

- ▼移動手段のない人のためのサービスを提供
- ▼移動手段がないことで外出が十分にできない人の外出頻度の向上

④ 観光等の来訪者のニーズに即した目的地を結ぶ交通の整備

- ▼「あみプレミアム・アウトレット」や「予科線平和記念館」の来訪者への利便性を図ることにより、観光等の事業と町の活性化に寄与する公共交通整備のあり方についての検討

⑤ 工業団地通勤者向けの公共交通整備

- ▼各企業が独自で運行している通勤バスの現状に対し、道路や環境への負荷軽減を図るため、運行の共同化や路線バスへの転換をめざす

デマンド交通を導入します

今年度は、上記②、③の課題への対応としてデマンド交通の整備に取り組みます。その理由としまして、これまで実施してきた町の公共交通に対する町民アンケートやコミュニティバスおよび企業通勤バス社会実験運行、利用者・沿線町民アンケート等の調査分析、さらに、社会実験運行の際に皆さまからお寄せいただいたご意見や現在運行している福祉巡回バス(※)へのご意見などをあわせて総合的に判断すると、現在の町では、コミュニティバスのように限られた範囲を定時定路線で運行する方法より、町内全域をカバーする運行方法(デマンド交通)が適しているとの結論になりました。

このデマンド交通を導入することにより、高齢者や運転免許証を持っていない、いわゆる交通弱者の人たちが、通院や買物はもとより、生涯学習活動などへの参加機会を提供することも可能になり、活動範囲が広がります。

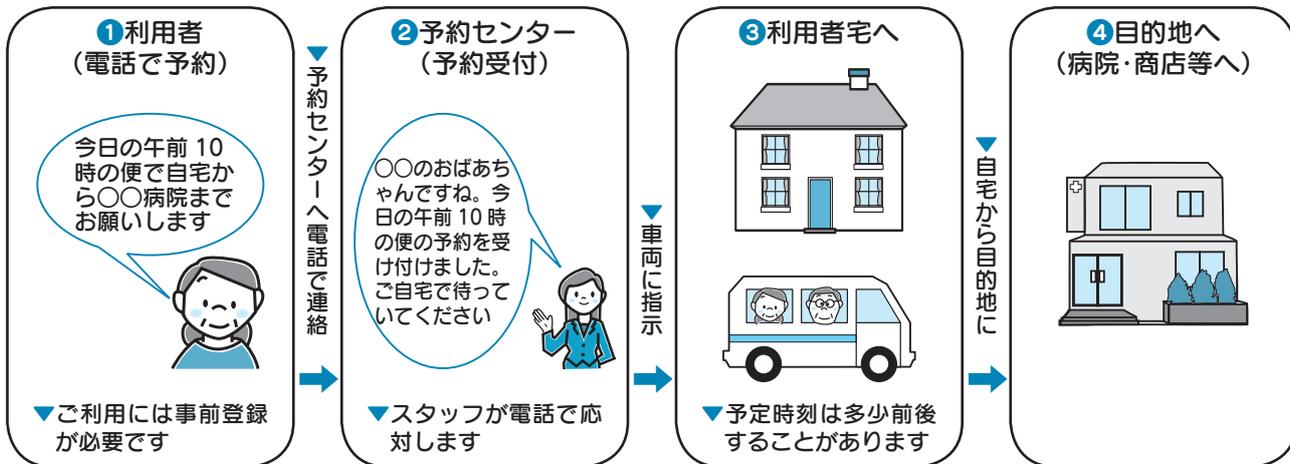
運行に関しては、これから関係機関等と利用料金など具体的な内容について協議調整を行った上で、実施することとなります。運行の時期につきましては、平成 23 年 2 月ごろを予定しています。利用方法など具体的な内容が決定しましたら広報紙等を通じてお知らせします。

デマンド交通とは

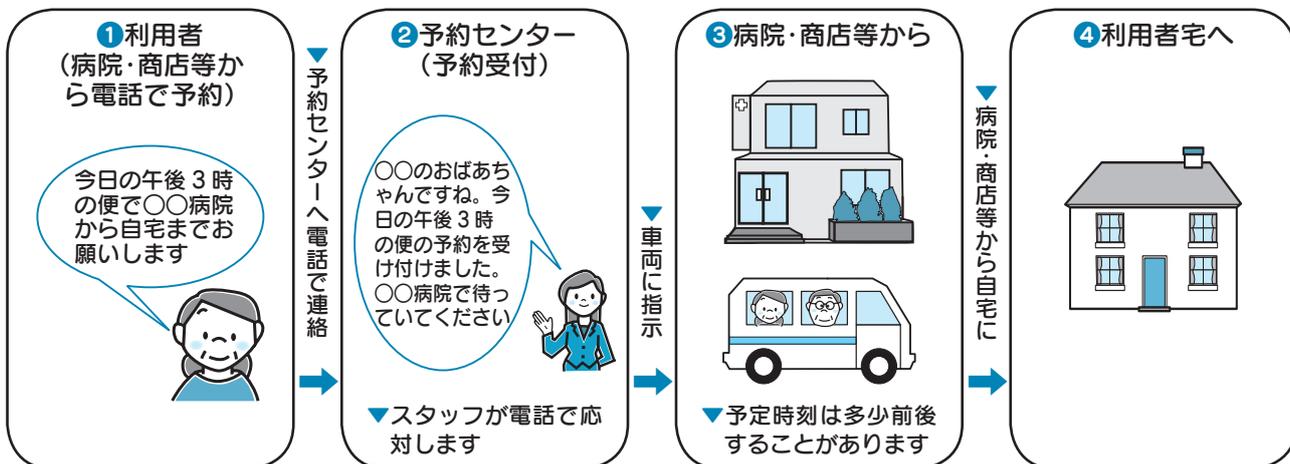
デマンド交通は、事前に電話などにより乗車申し込みのあった人の家を順次回りながら、それぞれの目的地までお送りする「予約型乗合いタクシー」方式です。また、小型車両でも運行が可能であり、比較的 low 料金で利用することができます。福祉巡回バスとの大きな違いは、申し込みのあった人それぞれの家の近くまでお迎えに行き、また目的地までお送りしますので、バスのように決まった路線もなく、またバス停もありません。遠いバス停まで歩かなければならないといった負担もなくなります。もちろん利用の申し込みがない場合は運行しませんので、とても効率的な公共交通です。

デマンド交通利用のイメージ

■ 出かけるとき



■ 帰るとき



※福祉巡回バスについて

町では福祉巡回バスを運行していますが、決められた路線を時刻表どおり運行するため、利用者はバス停まで出向く必要があり、町民からは「バス停が遠い」「近くにバス停が欲しい」「路線を増やしてほしい」等の声が多く寄せられており、バス停が遠い人や時間があわない人にとっては大変利用しにくいものとなっているのが現状です。

また、福祉巡回バスは乗客の有無にかかわらず時刻表どおり運行しなければならず、便によっては乗客がほとんどいない状況もあります。このようなことから、デマンド交通の導入にあわせて、福祉巡回バスの今後の方向性についても検討していきます。

『コミュニティバスおよび企業通勤バス社会実験運行』の結果について

平成 21 年度の実験運行に当たりましては、関係企業や町民の皆さまからのご協力をいただき実施することができました。また、運行期間中は、数多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。結果につきましては、企画財政課にて閲覧いただくか、町地域公共交通活性化協議会専用ホームページ (<http://ami.civil.ibaraki.ac.jp/>) をご参照ください。

※そのほか、連携計画の詳細やアンケート調査の結果などについてもご覧いただけます

児童扶養手当

8月1日から、父子家庭のみなさまにも支給されます！

(8月～11月分の手当の支給は12月となります)

児童福祉課 ☎ 888-1111 (167・168・177)

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じにしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当額は、受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

■ 手当額（月額）

▼ 児童1人の場合

全額支給：41,720円

一部支給：9,850円～41,710円

▼ 児童2人以上の加算額

2人目：5,000円

3人目以降：（1人につき）3,000円

父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

■ 所得の制限

受給資格者、その配偶者または同居（同住所地で世帯分離している世帯を含む）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年所得がそれぞれ右表の額以上のときは、その年度（8月～翌年7月）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

▼ 所得制限限度額

扶養親族等	本人	扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者
0人	全部支給：190,000円 一部支給：1,920,000円	2,360,000円
1人	全部支給：570,000円 一部支給：2,300,000円	2,740,000円
2人	全部支給：950,000円 一部支給：2,680,000円	3,120,000円
3人	全部支給：1,330,000円 一部支給：3,060,000円	3,500,000円
4人	全部支給：1,710,000円 一部支給：3,440,000円	3,880,000円
5人	全部支給：2,090,000円 一部支給：3,820,000円	4,260,000円

申請時期

申請の時期については、8月1日から受付をいたします。

- ▼ 7月31日までに支給要件に該当している人：11月30日までに申請をすれば『8月分』から支給されます
 - ▼ 8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した人：11月30日までに申請をすれば、『要件に該当した日の翌月分』から支給されます
- ※ 11月30日を過ぎると、『申請日の翌月分』からの支給になりますので、お早めにお手続きをしてください
 ※ 8月分～11月分が支給されるのは12月です

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

暑い日が続いていますが、日焼けした子どもたちは元気いっぱい。暑さに負けず、水遊びや虫さがしなどを楽しんでいきます。

今回は、『0～1歳児の遊び』に関するQ & Aです。



夏場も外遊びをしたいのですが、何か注意点はありますか？

子どもは外遊びが大好きです。暑い季節も工夫して楽しみたいですね。できるだけ日陰のある場所で遊び、直射日光に長時間当たらないように気をつけましょう。帽子をかぶり、散歩コースも木陰の多い道を選びましょう。アスファルトは熱を反射し、ベビーカー近くの気温は高くなっているので注意が必要です。外出時間を考慮し、出掛ける時には、水分をこまめにとれるようにしましょう。



手に取ったものは、何でも口に入れてしまいます。どうしたらよいでしょうか？

口に入れては危険なもの（飲み込んでしまう大きさの物・コイン・タバコ・電池等）は、お子さんの手の届かない場所に置きましょう。おもちゃは壊れていないか確認し、水で洗うなどして清潔を心掛けるといいですね。口に入れてはいけないものを根気よく伝えていくうちに、何でも口に入れることはなくなります。子どもが安心して過ごせる環境をつくっていきましょう。



なにをしても泣き止まないことがあります。どうやってあやしたらよいでしょうか？

心当たりのあることから一つ一つ試してみましょう。おなかはすいていないか、オムツは汚れていないか、暑すぎているか…。病気でないときは、気分転換に外にでてみたり、音楽をかけてみたりするのもよいです。それでも泣き止まないときは、深呼吸して大人も落ち着きましょう。泣くのは小さな子どもの仕事だと思い、温かく受け入れられるといいですね。



一つの遊びにすぐ飽きてしまいます。このままでよいでしょうか？

一つの遊びが長時間続かないことは、小さな子どもの特徴ともいえます。集中力がないわけではなく、興味があるものへ次々と手が伸びていくのでそのように見えるのかと思います。子どもの気持ちを受け止め、お家の人も一緒に遊びを楽しんでみてはいかがでしょうか。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

交通ルールの順守と 交通マナーの向上を！

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

夏の開放感、暑さや行楽の疲労などによる交通事故の多発が懸念されるため、一人ひとりが交通ルールの順守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故防止を心がけましょう。

飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

夏は、特有の開放感から、若者をはじめとするドライバーが無謀運転（飲酒運転・スピードの出し過ぎ等）により重大事故を引き起こす危険性があります。また、暑さによる睡眠不足、レジャーや帰省の疲れなどから、漫然運転（不注意・見落とし）や居眠り運転による事故を起こしやすくなります。

●運転者は

- 飲酒運転は絶対にしないという強い信念を持つとともに、二日酔いにならないよう節度を持った飲酒量・飲酒時間を心がけよう
- 制限速度を守るとともに、無理な追い越しはしない、カーブでは減速するなど安全運転に徹しよう
- 過労運転にならないように、睡眠時間を十分にとり、長時間運転する際は、こまめに休憩をとろう

●家庭では

- 飲酒が予想される会合に家族が出向く際は、絶対に車を運転して行かないよう、声をかけよう
- レジャーや帰省などの長距離ドライブでは、過労運転にならないよう、余裕のある計画を立てよう

●地域・職場では

- 地域における各種会合や行事等で、飲酒運転・過労運転等の防止を呼びかけ、地域ぐるみで交通ルールの順守と交通マナー向上の気運を高めよう
- 職場では、無理のない運行計画を立て業務にあたるとともに、飲酒運転・過労運転等の防止について具体的に指導しよう

子どもと高齢者の交通事故防止

夏休み期間は、屋外での活動や家族旅行等のレジャーの機会が増え、子どもの死傷事故が例年増加します。また、交通事故死者数に占める高齢者の割合が年々増加傾向にある中で、今年（5月末現在）はその割合が半数を超えており、特に、自転車や徒歩で道路を横断中に事故に遭うケースが多く見られます。

●子どもや高齢者は

- 道路を横断するときは、自分の歩く速さと車両のスピードを考慮し、安全をよく確認してから渡ろう
- 薄暮時や夜間に交通事故が多発していることを認識し、外出の際は明るく目立つ色の服装や反射材を着用しよう。また、用事はできる限り日中に済ませるなどして、夜間の外出を控えよう

●運転者は

- 子どもや高齢者を見かけたらその行動に十分注意し、減速・徐行・一時停止するなどの思いやり運転に努めよう

●家庭では

- 全席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用や、自転車乗車用ヘルメット着用の必要性について話し合い、着用するよう習慣付けよう
- 子どもや高齢者が外出するときは、安全確認や反射材の着用を促す「声かけ」をし、注意を喚起しよう

●地域・学校では

- 通勤時間帯や薄暮時を中心とした街頭での交通安全指導と見守り活動をしよう
- 参加体験型の交通安全教室等において歩行中・自転車乗用中の正しい通行方法を指導し、交通ルールの順守と交通マナーの実践を働きかけよう

まちをきれいに しましょう

環境課 ☎ 888-1111 (142)

環境保全町民会議表彰

環境保全に多大な貢献をされた人への表彰状の授与が、毎年環境保全阿見町民会議（議長：佐藤幸明町議会議長）にて行われています。今年も各行政区の区長および環境保全阿見町民会議の運営委員会より推薦され、慎重な審議により決定された1団体6人の皆さまが受賞されましたので、ご紹介いたします。



▼曙敬友会老人クラブ会員の皆さま
曙集会所屋内外および県の指定文化財である「曙グミ」地区の清掃作業をしていただきました。



▼植木功氏
曙東区内の清掃を行い環境美化に大きく貢献していただきました。



▼斎藤正三氏
寺子区内の草刈や空き缶拾いを積極的に行っていただきました。



▼鈴木進氏
ごみ集積所を改善し、きれいに使いやすくしていただきました。



▼寺内淳一氏
南平台全体の街路樹の育成をしていただきました。

今回写真は掲載されていませんが、ほかにも受賞者がいらっしゃいます。

▼玉川君子氏 本郷小学校および朝日中学校の通学路や町道・県道沿いを清掃活動していただきました。

▼野口光夫氏 寺子区内のごみ拾いをおよそ3年間にわたり継続していただきました。

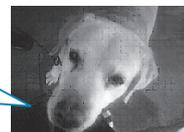
※受賞者の皆さま、いつも住み良いまちづくりのためにご尽力いただきありがとうございます！

飼い犬のマナーを守りましょう！

犬は、ほかのペットに比べてしつけやすい動物です。きちんとしつけをすれば、やっていいことと悪いことが区別できるようになります。

- ▼犬はつないで飼いましょう
- ▼ふんを片付けましょう
- ▼むだぼえに注意しましょう

散歩のときのふんは、
ぼくは捨えないからきちんと持ち帰ってね！



町施設は地球温暖化対策のためにエコオフィスに取り組んでいます！

町では、「阿見町第2期地球温暖化対策実行計画」に基づき、町施設の温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいます。

次の表は、平成12年度と平成20年度の温室効果ガスの排出量実績を比較したものです。削減率にして、8.9%の削減を行うことができました。

項目	平成12年度排出量実績 (単位:kg-CO ₂)	平成20年度排出量実績 (単位:kg-CO ₂)	削減率 (単位:%)
温室効果ガス総排出量	4,813,273	4,386,385	8.9

『あみまち紀行』

Vol.27

～まい・あみ・アンバサダー～



■オーディション

梅雨が明けるといよいよ夏本番。暑さに負けず、元気に過ごしたいと思う今日のごころ、皆さんはいかがお過ごしでしょうか？

さて、夏と言うと「祭り」を思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか？

町内の各地区で行われた夏祭りも、8月の『まい・あみ・まつり』で佳境を迎え、大いに盛り上がりを見せます。

そこで、今月号では、『まい・あみ・まつり』の中で選ばれ、町の観光大使として町内外で活躍する『まい・あみ・アンバサダー』の活動についてご紹介します。



■観光キャンペーン

町内在住・在勤・在学の18歳以上の人を対象に、毎年『まい・あみ・まつり』の2日目にオーディションが行なわれます。

浴衣姿の出場者が、ユーモアを交えた自己アピールを行い、町長をはじめとする審査員によって、アンバサダーにふさわしい3人が選ばれます。

なお、今年は審査結果の発表の後、町にゆかりがあり、それぞれの専門分野で活躍する著名な人の中から、町の魅力を全国に広くPRする『あみ大使』を新たに委嘱しますので、『まい・あみ・アンバサダー』とあわせて、どなたが選ばれるかどうぞお楽しみに！

■さわやかフェア
毎年、10月の第4日曜日に、町の健康・福祉・産業・消防のほか、社会福祉協議会

夏・秋・春に向けてキャンペーンを展開し、それぞれの季節に楽しめる花やイベントなどの情報を、クイズを交えて楽しく紹介しています。



『まい・あみ・アンバサダー』の中心的な活動として、県や県観光物産協会が行なう全県規模の『観光キャンペーン』に参加し、県内各市町村の観光大使と一緒に、都内の駅や百貨店、常磐道のサービスエリアなど、町外へ飛び出して町の観光PRを行なっています。

このほか、町内外で実施されるさまざまな観光イベントに参加し、多くの人に町の魅力を伝えようと、広く活動しています。

その『さわやかフェア』の観光ブースにおいて、町内外からの来場者に町の観光・物産を紹介しています。



やシルバー人材センターなどの活動をPRする『さわやかフェア』が開催されます。

『あみ商工まつり』と、県立医療大学『創療祭』も同時に開催され、大いににぎわう秋のイベントです。

図書館だより

開館時間

火～金曜日／午前9時～午後7時

※土・日・祝日は午後5時まで

問い合わせ ☎887-6331

読書への招待 ～「阿見読書クラブ」から～

阿見読書クラブでは、メンバーが読んださまざまな図書について、毎月第二木曜日の読書会で意見交換を行っています。町のみなさんにも気軽にご参加いただける阿見読書クラブから、このところ再評価が進んでいる白洲正子の著作をご紹介します。秋の夜長に、こんな一冊はいかがですか？

『いまなぜ青山二郎なのか』

白洲正子著

これは伝説的な骨董の目利きとして知られる青山二郎と文芸評論家の小林秀雄の友情を描いたものです。この二人と親友関係で文芸評論家の河上徹太郎と知り合いだった白洲正子は三人の友情に猛烈な嫉妬を覚え、この中に割り込んで行った。そして青山から骨董を見る眼を会得する。青山は明治三十四年東京麻布の大地主の次男に生まれ、中学生の頃から陶器や絵画に興味を持っていった。そして中国や韓国そして日本の焼き物を極め、骨董については天才的審美眼の持ち主といわれた。骨董を愛玩する中で鍛えた眼で本質をずばりと見抜き、時には手厳しい批評もした。最初は柳宗悦の日本民芸運動創生期のメンバーだったが袂を分け、本の装填などをしたりしたが生涯定まった職業を持たなかった。昭和九年

頃、後に地唄舞で名を成す武原はんと離縁した青山は新宿のアパートで書画や骨董を身の回りに置いて気儘な一人暮らしをしていた。こんな青山の所にいつの間にか後に文芸評論家になった小林秀雄や河上徹太郎、小説家の永井龍男や大岡昇平、詩人の中原中也ら気鋭の文人達が常連として集まるようになり、通称「青山学院」と呼ばれた。青山と小林と河上の三人は特別な友情で結ばれていた。青山の愛称は「じいちゃん」、ごく親しい人は「じい公」、青山に弟子入りした白洲正子はあちこち飛び回るので青山から「韋駄天のお正」という異名を貰った。小林秀雄と長い付き合いのあった随筆家の野々上慶一の「ある回想」によると「青山学院はいわば人生道場というか文学的サロンといった趣で、校長の青山は一種座談の名手で仕方話や駄洒落が得意で、時には度肝を抜くような発言と痛烈な言葉で論敵をへこませる。座の花形は小林で鋭利な批評的才能を発揮してきびきびしたべらんめえ調で相手かまわずやつつける。詩人の中也は彼独特の人の意表をついた言葉を自在に使うて絡み、時には乱暴狼藉を働く事があった。青山が水を得た魚のようになるのは友達が大勢いる中で小林とやりあう時で『高級漫才』

といわれた。青山が『おい小林、お前の文章は駄目だぞ。いつも喋っている事と違うではないか』と小林を虐める。青山の不満は小林の本当の魅力が文章に現れていないだけでなく、読者も誤解している」といつている。この辺りを大岡は「小林の眼に光るものを見た」と書いており、青山だけが小林を泣かす事が出来た唯一の人間だった。当時の小林は中也の恋人で女優志願の長谷川泰子を奪って同棲したり、銀座のバアのホステスで店に来る文士らと関係を持ち、昭和文学史の裏面を生きた女として大岡昇平の「花影」のモデルにもなった坂本睦子と婚約したりした。青山はなぜか小林と別れたこの二人の女性の面倒（男女関係はなかったようだ）を見ている。青山は文章も書き、絵も描き、本の装填もしたがそれらは皆生活の為というよりあくまでも趣味の領域で、一つの仕事をやる度に原稿料の数倍も金がかかった。小林は金のない青山に「いつか金を持たしてやりたい」といつていた。昭和二十八年七月四日小林が今日出海とヨーロッパを回りアメリカ経由で帰国した時、羽田に迎えに来ていた青山を小林は「過去はもう沢山だ」といつて切り捨てた。これは後に大変なことになる二人は絶交状態になる。著

者は「青山さんのそういう生き方を見ているのが辛くて小林さんは嫌いになる事を自分自身に課してみたみに、自分の気持ちを鼓舞する為に言っているように聞こえる。永年の友情が只の一言で切れてしまうなんて有り得ない事で、心の底ではつながらなかったのではないか。（中略）二人の絶交は十年近く続いたが何時迄も仲違いしているのは良くないと河上さんが間に立つてとりなした。銀座の行きつけのバアでいつものように飲んでいながら小林さんが「俺そんな事言ったかなあ。ぜんぜん覚えていないんだ。若し言ったとすれば失礼な事だ、御免」とそれだけの事であつて済んでしまった。だが誰がそんな事を発表したのだろう。あれは大岡が何処かに書いたんじゃないか。そうとすれば大岡が悪いんだと大岡さんにだけ罪をなすりつけて大笑いになった」こうして二人は又元の友情関係が続いた。小林は青山を「僕達は秀才だがあいつだけは天才だ」といつていた。趣味の生活を思想として日本の文化を生きた青山二郎は昭和五十四年七十七歳の生涯を閉じた。青山が装填した本の数は二千冊、発表した数多くの美術評論や随筆は「青山二郎文集」に収められている。

（阿見読書クラブ 田村敏衛）

まちの できごと

町特産大玉西瓜をPR

県の銘柄産地指定を受けている町の特産品「大玉西瓜」のPRのため、天田町長、まあいあんバサダー、J A茨城かすみ阿見西瓜部会代表が取れたてのスイカを持参し、橋本知事へ表敬訪問しました。今年は大玉西瓜の生育は遅れたものの、糖度の高いスイカに仕上がりました。町内の産直所でもご賞味できます。



6月18日

▲「シャリ感があっておいしい」(橋本知事)

道路里親事業

中央東地区のシルバークラブ(旧老人クラブ)『友愛会』の皆さんが、『道路の里親』となり、地区内の道路の清掃や、街路樹の根本の除草、植栽を行い、住みよい地域づくりのため美化活動に取り組んでいます。道路里親事業とは、地域の皆さんや企業などが『里親』となり、町が管理する道路等を『養子』に見立てて、美化活動に取り組んでいただく制度です。



友好都市、中国『柳州市』から友好代表団来町

6月23日～26日、中国柳州市から友好代表団が来町しました。町国際交流協会の主催により、24日には町民体育館にて太極拳文化交流会(写真)、25日には茨城大学阿見キャンパス内こぶし会館にて交流パーティー(表紙)が開かれました。



▲講師をしてくださった柳州市の趙春秋さんと趙亮さん(写真左から)



6月23日～26日

国道125号バイパス、ボランティアで清掃

地元ボランティア、陸上自衛隊曹友会・UR都市機構の皆さんや、町職員互助会により、国道125号バイパス沿道(竹来下)竜ヶ崎阿見線バイパス)の清掃活動が実施されました。

ご協力ありがとうございました



6月19日

よさこいソーランの曲『天翔ソーランあみ』を制作

町内のメンバーで活動しているよさこいソーランのグループ「天翔如人」が、独自に曲を制作し、天田町長へ報告のため来庁しました。天翔如人では、「町おこしのために郷土色を出した曲を作れないか」と、旧阿見音頭の歌詞を一部に引用したりして、信和会(代表宮本信夫さん)の協力を得て制作を進めたそうです。まい・あみ・まつりや町民運動会(竹来中地区)などで披露される予定です。



6月21日

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

● さわやかセンターから

● 保健師 (産休育休代替臨時職員) 募集

- ▶ 勤務内容 成人健康診査事業・乳幼児健康診査事業・健康相談業務・家庭訪問・各種教室・高齢者の健康づくり事業・成人保健事業・予防接種事業など
 - ▶ 募集人数 1人
 - ▶ 応募資格 保健師の資格を有する62歳までの健康な人
 - ▶ 勤務期間 10月1日(金)～平成23年3月31日(木)
 - ▶ 勤務日時 原則週5日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
 - ▶ 勤務場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
 - ▶ 時給 1,600円(交通費別途支給)
 - ▶ 勤務条件 有給休暇・社会保険あり
 - ▶ 応募期間 8月5日(木)まで
 - ▶ 応募方法 履歴書(6か月以内撮影の写真ちょう付)・保健師免許証の写しを直接下記に提出する
 - ▶ 選考方法 書類・面接により選考
 - ▶ 問い合わせ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
- ### ● 離乳食もぐもぐ教室
- ▶ 日時 9月3日(金) 午前9時30分～正午(受付:9時～9時20分)
 - ▶ 場所 総合保健福祉会館『さわや

- かセンター』
 - ▶ 対象 8～15か月児になる子とその保護者 ※対象月齢以外の人はお問い合わせください。以前に標記教室に参加した人は受講不可
 - ▶ 内容 9～18か月ごろの離乳食について講義・実習・試食
 - ▶ 募集人数 20人(定員で締切)
 - ▶ 持参品 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角きん・ふきん・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごっくん教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも
 - ▶ 申込期間 8月16日(月)～27日(金)
 - ▶ 申込方法 電話または直接下記に申し込む
 - ▶ 問い合わせ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
- ### ● 『ふれあい交流会』～身体・知的障害をお持ちの人とご家族へ～
- 町障害者福祉協議会では、下記のとおりふれあい交流会を開催します。お気軽にご参加ください。
- ▶ 期日 8月22日(日)
 - ▶ 時間 午前10時～午後1時
 - ▶ 場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
 - ▶ 対象 町内在住で、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの人とご家族。障害者との交流を希望される人のご参加もお待ちしております
 - ▶ 内容 健康体操・ダーツ・スポーツ吹矢・卓球・サウンドテーブルテニス(視覚障害者用卓球)の体験会。軽食あり
 - ▶ 参加料 1人100円(当日回収。保険代として)
 - ▶ 申込方法 8月20日(金)までに電話または直接下記へ申し込む ※阿障協会員は役員を通して申し込む
 - ▶ その他 軽スポーツのできる服装

でお越しください

- ▶ 問い合わせ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2943

■ 講演会『薬物乱用依存防止について』(無料)

- 町保護司会および町更生保護女性の会では、標記講演会を実施します。
- ▶ 期日 8月29日(日)
 - ▶ 時間 午後1時30分～3時
 - ▶ 場所 本郷ふれあいセンター
 - ▶ 講師 岩井喜代仁氏(茨城ダルク 今日一日ハウス代表)
 - ▶ 問い合わせ 社会福祉課 ☎ 888-1111(161～163)

阿見町囲碁同好会から

■ 『夏季囲碁大会』参加者募集

- ▶ 期日 8月15日(日)
- ▶ 時間 ▼受付:午前8時45分から ▼対局:9時30分から
- ▶ 場所 中央公民館2階和室ほか
- ▶ 参加料 一般1,500円・中学生以下500円(昼食・賞品代含む)
- ▶ その他 事前申込不要(当日直接ご来場ください)
- ▶ 問い合わせ 阿見町囲碁同好会 戸川 ☎ 887-6791

■ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

- ヘリコプター3・4機による標記訓練を下記日程で行います。
- ▶ 日時 8月31日(火)～9月2日(木)、7日(火)～9日(木)、14日(火)～16日(木)、21日(火)～22日(水)、28日(火)～30日(木)の各週2日間。日没から約3時間以内(各機2時間基準)
 - ▶ 問い合わせ 陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎ 842-1211(3420)

〈広告欄〉

<p>《施工例紹介》</p> <p>阿見町O様邸 H様邸</p>	<p>太陽光発電とオール電化の エコ住宅!!</p> <p>太陽光発電補助金制度 国 1Kwあたり7万円 県 1Kwあたり3万円 詳しくはお問合せ下さい</p>	<p>9月 抗酸化陶板浴 OPEN!</p> <p>バイオ技術で開発した抗酸化力を有する特殊溶液を建築に活かす事で室内空気に抗酸化力が生まれ、活性酸素を消去します。更に床に敷き詰められた陶板にも特殊溶液を加え、床温度を50℃前後に温めた抗酸化力を有する空気を吸うこと、身体を芯から温めることにより、血管が広がり、筋肉が緩み、脳の緊張がほぐれ、リラクセス状態になる低温低湿の温浴施設です。</p>	<p>住宅エコポイント対象製品</p> <p>おすすり</p> <p>TVCM放送中</p> <p>工事費込で! ¥32,900 税込 エコポイントが! 12,000 pt</p>
<p>建築業知事免許(般-19)第22375号 《注文住宅 店舗 設計・施工》 (株)美都住建</p> <p>【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196</p> <p>【阿見営業所】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2211</p>		<p>茨城県知事免許(3)第5548号 (有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>	

■町民活動センターから

●フラワーアレンジメント講座

- ▶期日 8月31日(火)
- ▶時間 午前10時30分～正午
- ▶講師 小林よし子氏
- ▶募集人数 20人(定員で締切)
- ▶参加料 1,500円(花器・花材含む)
- ▶持参品 はさみ

●パソコン学習会

- ▶期日 ▼問題解決コースおよび初心者コース:第1・3水曜日▼テーマ設定コースおよび初心者コース:第2・4水曜日▼インターネットコース:8月24日(火)

- ▶時間 午前10時～正午
- ▶講師 成田清和氏
- ▶募集人数 各20人(定員で締切)
- ▶参加料 各回500円
- ▶持参品 ノートパソコンをお持ちの人はご持参ください

●パソコンなんでも相談室

- ▶期日 8月8日(日)
- ▶時間 午後1時30分～3時30分
- ▶内容 購入からインターネットへの接続・パソコン利用法・トラブル解決法・パソコンの清掃方法——など

- ▶講師 いばらきIT普及協議会

- ▶募集人数 10人

- ▶参加料 500円

●阿見おもちゃ病院

- ▶期日 8月8日(日)
- ▶時間 午後1時～3時
- ▶内容 プラレール・ミニカー・ラジコンカー・電子ゲーム・楽器・人形——など子どものおもちゃを無料(交換部品代のみ実費負担)で修理します

- ▶講師 金子隆氏

- ▶申込方法 電話または直接下記に申し込む

※場所はすべて町民活動センター

※特に記載がないものは参加無料

- 問い合わせ 町民活動センター ☎ 888-2051(月曜日を除く午前10時～午後9時)

■『花いっぱい運動定着化促進事業』応援団体募集

環境美化意識や、自然を愛する感性をはぐくむとともに、花づくりを通じた地域コミュニティの再生・活性化を図るため、花いっぱい運動に継続して取り組んでいる、または取り組もうとしている各種団体・学校に対して支援を行います。

- ▶申込期間 9月3日(金)まで
- ▶申込方法 応募用紙(大好きいばらき県民会議へお問い合わせください)に必要な事項を記入し、直接下記に申し込む
- ▶問い合わせ ▼生涯学習課 ☎ 888-1111(326) ▼大好きいばらき県民会議 ☎ 029-224-8120

■『マイホームのミニ営繕』引き受けます

シルバー人材センターでは、マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃雑役、庭木のせん定、草刈り、草取り——などを行います。

- ▶問い合わせ (社)阿見町シルバー人材センター ☎ 888-2036

■合同七五三祝典廃止

合同七五三祝典につきましては、『新生活運動』の一環として開催してきましたが、目的を達成したと判断できるため、平成22年度から廃

止することとなりました。

- ▶問い合わせ 中央公民館 ☎ 888-2526

体協だより

■秋季テニス大会(ダブルス)

- ▶期日 10月17日(日) ※予備日:10月31日(日)
- ▶場所 県立医療大学(総合運動公園を使用する場合あり)
- ▶募集人数 男女各32組(定員で締切)
- ▶参加料 1組3,000円(当日徴収)
- ▶申込期間 9月1日(水)～24日(金) ※10日(金)までは町内在住・在勤・在学者のみ。一般は11日(土)から(Eメールは午前0時から、ファクシミリは午前9時から)受付
- ▶申込方法 Eメール(氏名・資格・所属クラブ・郵便番号・住所・電話番号・主な戦歴・ドロー発送方法を明記)またはファクシミリ(申込用紙は役場3階生涯学習課・総合運動公園・下記ホームページで入手可)で下記に申し込む ▼Eメール:mansei99@jcom.home.ne.jp ▼FAX 888-1055(午前9時～午後9時。時間厳守) ※不備がある場合受付不可
- ▶その他 ▼希望者のみドロー表を送付(Eメールまたは郵送) ▼キャンセルは9月24日(金)まで。以後は参加料徴収 ▼締切後ペア変更は可。2人とも変更は失格 ▼下記ホームページでエントリー確認可
- ▶問い合わせ 町体育協会テニス部代表 倉持 ☎ 841-6878 ▼ホームページ:http://www.geocities.jp/amtennis2005/

〈広告欄〉

今、進むべき明日が見えてきた

＜部活動体験会＞

8月25日(水)

9:00AMより本校にて

31の運動部・文化部を
”生”体験

※中学校を通して申し込み下さい。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. http://www.kasumi.ed.jp

たくましさとおしさを共に育てる

＜オープンスクール＞

8月7日(土)

10:00AMより本校にて

校内探検クイズラリー・わくわく
体験学習教室・その他

※本校ホームページより申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. http://www.kananshiken.ed.jp

Information お知らせ

役場

☎ 888-1111 (代表)

町国際交流協会から

■米国姉妹都市親善訪問団 員募集

- ▶日時 9月27日(月)～10月3日(日)の6泊7日
- ▶訪問先 米国ウィスコンシン州スーペリア市(姉妹都市)、ニューヨーク、ポストン
- ▶応募資格 町内在住・在勤の人
※町国際交流協会に未加入の人は会員登録が必要です
- ▶募集人数 15人程度(定員で締切)
- ▶負担金 1人約300,000円
- ▶申込期間 8月20日(金)まで
- ▶申込方法 直接下記に申し込む
- ▶問い合わせ 町国際交流協会事務局 ☎ 888-1111 (292)

■文化財保護のため巡視にご協力を

文化財は、地域の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない私たちの貴重な歴史的遺産で、将来の文化の向上・発展の基礎となるものです。町には、県・町指定の文化財や遺跡など多くの文化財が所在しています。

県および町では、これら貴重な文化財を保護するために文化財保護指導委員による文化財の巡視を年3

回行っています。巡視の際にはご理解・ご協力をお願いします。

- ▶巡視予定文化財 ▼曙のゴミ(県指定文化財/曙地内) ▼立ノ越古墳群(阿見地内) ▼廻戸遺跡(廻戸地内) ▼石川遺跡(石川地内) ▼本郷遺跡(君島地内) ▼道記遺跡(上長地内) ▼福田遺跡(福田地内) ▼吉原遺跡(吉原地内) ▼平内次郎遺跡(大形地内)
- ▶問い合わせ 生涯学習課文化財係 ☎ 888-1111 (326)

■はかりの定期検査

取引または証明に使用する特定計量器は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。町においても下記のとおり定期検査を実施しますので、必ず受検するようにしましょう。

- ▶期日 9月14日(火)・15日(水)
- ▶時間 午前10時30分～午後3時(正午～午後1時を除く)
- ▶場所 役場北口玄関
- ▶持参品 ▼印鑑 ▼手数料(1台につき520円～3,000円くらい)
▼受検通知はがき ▼はかり(分銅・おもりも必ず持参)
- ▶検査対象 ▼病院・調剤薬局などで薬の調剤に使用 ▼保健センター・病院・学校・社会福祉施設・幼稚園・保育園の健康診断(体重計)使用 ▼工場事業所などの原材料の購入・製品の販売出荷のために使用 ▼農産物の売買・出荷のために使用 ▼スーパー・商店で量目を表記した商品の売買に使用 ▼運送業者などが貨物の運賃算出などに使用(宅配便取次店含む) ※飲食店・商店・事業所などで原材料の調合に使用するもの、個人が健康管理のために使用するものは含みません

- ▶その他 計量士による巡回検査の制度もあります(別途料金)。詳細は下記にお問い合わせください
- ▶問い合わせ ▼県計量検定所 ☎ 029-221-2763 ▼(社)県計量協会 ☎ 029-225-7973 ▼町商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

■『介護教室』受講生募集

今年度最初の介護教室は、緊急時の対応をテーマにしています。いざという時にあわてないため、この機会に勉強してみませんか。

- ▶日時 ①8月19日(木)午後1時30分～3時30分 ②25日(水)午後1時30分～4時30分
- ▶場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』大会議室
- ▶内容 ①応急処置について(やけど・骨折・おう吐など緊急時の対応) ②救急そせい法・AEDの操作
- ▶対象 町内在住・在勤で、介護に関心のある人ならどなたでもご参加いただけます
- ▶募集人数 ①30人程度 ②20人
- ▶参加料 無料
- ▶申込期間 8月13日(金)まで
- ▶申込方法 電話で下記に申し込む
- ▶問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

阿見棋友会から

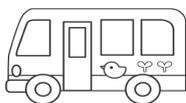
■『納涼将棋大会』参加者募集

- ▶期日 8月8日(日)
- ▶時間 ▼受付:午前9時から ▼対局:10時から ▼解散:午後5時
- ▶場所 中央公民館2階和室
- ▶参加料 一般1,500円・会員1,000円・中学生以下600円(食事代含む)
- ▶問い合わせ 阿見棋友会 野口 ☎ 887-6581

〈広告欄〉

阿見みどい幼稚園

★入園説明会のご案内★



9月8日(水) 10:30~12:00

・対象園児・・・3年保育(H19.4.2~H20.4.1生)

ご近所や仲良しのお友達とお誘い合わせて御来園下さい。皆様のお越しをお待ちしております。尚、当日ご都合の悪い方はご連絡下されば募集要項をお送りします。

★終了後自由にご見学下さい。 ★上履きをご持参下さい。



連絡先
☎887-7471

終戦記念日（8月15日）は、観覧料が無料になります

●展示室紹介

～展示室2『訓練』猛訓練と心身の成長～

試験を突破して晴れて航空隊の門をくぐった少年たちには、朝早くから夜寝るまで、分刻みの訓練が待っていました。普通の少年から軍人へ。彼らがどのような生活を送っていたのか、寝起きた兵舎と勉強した教室を部分的に再現した展示室で、その実情にせまります。



▼展示室2の来館者アンケートから

- ▼予科練習生たちの生活、学習内容が伝わってきました（男性30歳代）
- ▼訓練の厳しさに驚き、現在の子どもの恵まれている環境を思った（女性60歳代）
- ▼ハンモックに眠っている少年たちのあどけない姿に、離れて暮らしている息子の姿を重ね、胸を打たれました（女性30歳代）

●朗読劇の会場で記念館をPRしました

美浦村で開催された、女優たちによる朗読劇『夏の雲は忘れない ヒロシマ・ナガサキ一九四五年』に当館もブースで参加し、パネル展示のほか、予科練習生の手紙を紹介しました。朗読劇を聴きにきたお客さんも、足を止め、読んで行かれました。



●ご利用ガイド

- 休館日** 毎週月曜日（祝日の場合は翌日休館）
 - 開館時間** 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
 - 観覧料** 大人500円（400円）、小中高生300円（240円）※（ ）内は20人以上
- ※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:8月5日(木)9月2日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時30分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

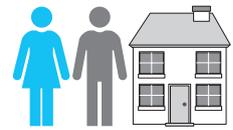
●人口と世帯●

●総人口 47,730人 (+ 4)

●男性 23,615人 (+ 5)

●女性 24,115人 (- 1)

●世帯数 18,174世帯 (+ 42)



▽7月1日現在▽常住人口ベース▽（ ）内は前月比▽総務課調べ

8月の納税等

町県民税(2期)
国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(3期)
納期限 8月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

9月の納税等

国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(3期)
納期限 9月30日(木)

交通事故発生状況 6月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	12人(- 2)
出場件数 16件(+ 2)	中	傷	4人(+ 4)
	重	傷	1人(- 2)
※救急車の適正な利用を	死	亡	0人(± 0)
お願いします	合	計	17人(± 0)

お待ちしています。(史)

マウスのつ・ぶ・や・き

～町長への手紙を送るには～

- 郵送** この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場正面玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページのトップページ下段『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
▼**ホームページ**:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/> ▼**Eメール**:tegami@town.ami.lg.jp

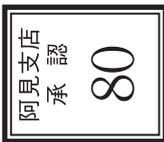
3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人私郵便



差出有効期間
平成22年11月
30日まで



(切手をはらずにそのまま投かんしてください)

〈折れ線〉